

平成30年 第2回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成30年2月9日(金)午後1:30~2:00

2. 場所 : 役場 2階 会議室

3. 出席委員 (8人)

職名	番号	氏名
会長	10	工藤 昭治
委員	1	田守 和人
"	2	谷地村久人
"	3	佐藤 久美子
"	4	高見 憲正
"	6	長井 進
"	7	長根 孝衛
"	8	小澤 守昭

4. 欠席委員 (2人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第4号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

(平成 30 年第 2 回 2 月の総会)

議長	<p>会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、1 番 田守和人君にお願いします。</p>
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	<p>本日の出席委員数は 8 名で、定足数に達しておりますので、これより、平成 30 年第 2 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを、議題とします。</p> <p>議事録署名委員には、議長指名と言うことで、ご異議ございませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>それでは、議事録署名委員には 7 番 長根孝衛君並びに 8 番、小澤守昭君を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります但事務局より報告の事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	<p>次に、日程第 3 議案第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第 1 号について、審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>2 ページをお開き願います。</p> <p>日程第 3 議案第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明申し上げます。</p> <p>農地法第 3 条の規定により、別紙申請書のとおり申請があったので、審議を求めます。</p> <p>今月の農地法第 3 条の許可申請は、使用貸借が 2 件、売買 1 件、合計 3 件あります。</p> <p>それでは受付番号第 1 号について説明いたします。</p> <p>3 ページをお開き下さい。</p> <p>議案第 4 号、受付番号第 1 号の申請は、使用貸借権の設定で設定期間は 10 年間でございます。申請に係る理由は、譲渡人の労働力不足によるものです。</p> <p>3 ページに議案書の写し、4 ページに農地法 3 条 1 項の調査書、5 ページに許可申請書の写し、6 ページに農地等使用貸借契約書の写し、7 ページから 8 ページにかけて位置図を添付しておりますので、参考に願います。</p>

	<p>また、4 ページに農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第 1 号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑、意見ございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き、日程第 3 議案第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第 2 号について、審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>9 ページをお開き願います。</p> <p>それでは、受付番号第 2 号について、説明いたします</p> <p>議案第 4 号、受付番号第 2 号の申請は、売買による所有権移転でございます。申請に係る理由は、譲渡人の高齢及び労働力不足により売渡するものです。</p> <p>9 ページに議案書の写し、10 ページに農地法 3 条 1 項の調査書、11 ページに許可申請書の写し、12 ページに位置図を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>また、10 ページに農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第 2 号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き、日程第 3 議案第 4 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第 3 号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい、13 ページをお開き下さい。</p> <p>それでは、受付番号第 3 号について説明いたします</p> <p>議案第 4 号、受付番号第 3 号の申請は使用貸借権の設定で設定期間は 10 年間です。申請に係る理由は、譲渡人が、農業者年金を引き続き受給するため、親子間の使用貸</p>

	<p>借契約の設定です。</p> <p>13 ページに議案書の写し、14 ページに農地法 3 条 1 項の調査書、15 ページに許可申請書の写し、16 ページに農地等使用貸借契約書の写し、17 ページから 19 ページにかけて位置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>また、14 ページの農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第 3 号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 4 号、受付番号第 1 号から第 3 号までを原案のとおり、決定することに、ご異議ございませんか。</p>
	異議なし
議長	異議なしと認めます。
議長	よって、議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。
議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成 30 年第 2 回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成 30 年 月 日

議 長

署名者

署名者